別紙

□移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び山陽小野田市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から３年未満に山陽小野田市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 「東京圏からやまぐちへ！山口県移住就業支援及びマッチング支援事業実施要領」又は「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額

(5)移住支援金の申請日から３年以上５年以内に山陽小野田市以外の市区町村に転出した場合：半額

□「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び山陽小野田市は、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」、「やまぐち移住就業支援（専門人材）事業」、「やまぐちテレワーク移住等支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、山口県及び山陽小野田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。